

椅子のデザインが立体商標として 登録を認められた事例

——Yチェア事件——

知財高裁平成23年6月29日判決 平成22年(行ケ)10253号
審決取消請求事件 認容(確定)
判時2122号33頁, 判タ1355号106頁

堀 江 亜 以 子**

【要 旨】

本件は、「Yチェア」として世界的に有名な椅子のデザインの立体商標としての出願につき、使用により自他商品識別力を獲得していることを理由に、商標法3条2項により商標登録を受けることができると認められた事例であり、知財高裁平成19年6月27日判決を踏襲するものであるといえる。本件は模倣品の多くに真正商品でない旨明記されている点が特徴である。筆者は本判決の結論に賛成する。

<参照条文>商標法3条1項3号, 3条2項, 4条1項18号

【事 実】

「Yチェア」として世界的に有名な椅子のデザインにつき、この椅子を製造販売するデンマークの家具メーカーの日本法人として輸入販売しているXは、指定商品を第20類「家具」として立体商標の登録出願をしたが、拒絶査定を受けたため拒絶査定不服の審判を請求した。Xは指定商品について「肘掛椅子」とする補正をしたが、特許庁が、本願商標をその指定商品に使用しても、取引者・需要者は、単に商品の一形

態を表示するにすぎないものと理解するにとどまり、自他商品の識別標識として認識し得ないから、本願商標は商標法3条1項3号に該当し、また、本願商標は、全国的に、その指定商品「肘掛椅子」について使用をされた結果、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるに至っているとは認められず、同条2項の要件を具備していないとして、審判不成立の審決をしたため、Xがその取消しを求めて提訴したのが本件である。

Xは、本願商標は、生来的な識別力を有しているとともに、長期間の使用実績により強い自他商品識別力を獲得しており、需要者・取引者は、それが一定の出所から出ているものと認識し、本願商標を使用した商品と他の商品とを区別することができるものであるから、商標法3条1項3号該当性及び同条2項該当性のいずれについても、審決の判断には誤りがあると主張した。

* 福岡大学法学部准教授 Aiko HORIE

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

第1図



第2図



第3図



商標目録

【判 旨】

請求認容

- 1 取消事由1（商標法3条1項3号該当性の判断の誤り）について

ミニ・マグライト事件判決（知財高裁（平18（行ケ）10555）平成19年6月27日判決）における商品等の形状の商標法3条1項3号該当性判断とほぼ同じ要件を挙げた上で、本願商標は「特徴ある形状を有し」「同特徴によって、本願商標は、看者に対し、シンプルで素朴な印象、及び斬新で洗練されたとの印象を与えているといえる。」「他方、本願商標の形状における特徴は、いずれも、すわり心地等の肘掛椅子としての機能を高め、美感を惹起させることを目的としたものであり、本願商標の上記形状は、これを見た需要者に対して、肘掛椅子としての機能性及び美観を兼ね備えた、優れた製品であるとの印象を与えるであろうが、それを超えて、上記形状の特徴をもって、当然に、商品の出所を識別する標識と認識させるものとまではいえない。」「以上によれば、本願商標は、商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標として、商標法3条1項3号に該当す

るものというべきである。」として、審決の判断に誤りはないと結論づけた。

- 2 取消事由2（商標法3条2項該当性の判断の誤り）について

- (1) 立体商標における使用による識別力の獲得
「立体的形状からなる商標が使用により自他商品識別力を獲得したかどうかは、当該商標ないし商品等の形状、使用開始時期及び使用期間、使用地域、商品の販売数量、広告宣伝された期間・地域及び規模、当該形状に類似した他の商品等の存否などの諸事情を総合考慮して判断するのが相当である。

そして、使用に係る商標ないし商品等の形状は、原則として、出願に係る商標と実質的に同一であり、指定商品に属する商品であることを要するというべきである。

もっとも、商品等は、その製造、販売等を継続するに当たって、技術の進歩や社会環境、取引慣行の変化等に応じて、品質や機能を維持するために形状を変更することが通常であることに照らすならば、使用に係る商品等の立体的形状において、ごく僅かに形状変更がされたことや、材質ないし色彩に変化があったことによつて、直ちに、使用に係る商標ないし商品等が自

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

他商品識別力を獲得し得ないとするのは妥当ではなく、使用に係る商標ないし商品等にごく僅かな形状の相違、材質ないし色彩の変化が存在してもなお、立体的形状が需要者の目につき易く、強い印象を与えるものであったかなどを総合勘案した上で、立体的形状が独立して他商品識別力を獲得するに至っているか否かを判断すべきである。」

(2) 本願商標の商標法3条2項該当性

「①原告製品は、背もたれ上部の笠木と肘掛け部が一体となった、ほぼ半円形に形成された一本の曲げ木が用いられていること、座面が細い紐類で編み込まれていること、上記笠木兼肘掛け部を、後部で支える「背板」(背もたれ部)は、「Y」字様又は「V」字様の形状からなること、後脚は、座部よりさらに上方に延伸して、「S」時を長く伸ばしたような形状からなること等、特徴的な形状を有していること、②1950年(日本国内では昭和37年)に販売が開始されて以来、ほぼ同一の形状を維持しており、長期間にわたって、雑誌等の記事で紹介され、広告宣伝等が行われ、多数の商品が販売されたこと、③その結果、需要者において、本願商標ないし原告製品の形状の特徴の故に、何人の業務に係る商品であるかを、認識、理解することができる状態となったものと認めるのが相当である。」

「原告製品に類似した形状の椅子が、インターネット上で販売されている例があるとしても、これらはいずれも「Yチェア」の「ジェネリック製品」ないし「リプロダクト製品」などと称されており、オリジナル製品として原告製品が存在することを前提として、原告製品に類似した形状の椅子を安価に購入しようとする消費者に向けた商品ということが出来る。これに対し、原告は、このような商品を市場から排除するため、当該商品を販売する業者等に対し、「Yチェア」等の登録商標(文字商標)に基づき、また、不正競争防止法に基づき、警告書等

を送付するなどの措置を講じている。そうすると、審決時においてなお、原告製品に類似した形状の椅子がインターネット上で販売されていたとしても、本願商標が他商品識別機能を獲得していると認定する上での妨げとなるものとはいえない(なお、本願商標に係る形状が、商品等の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標といえないことは明らかである。)」

「以上のとおり、本願商標は、使用により、他商品識別力を獲得したものであるべきであり、商標法3条2項により商標登録を受けることができるものと解すべきである。」

【研究】

1. 本判決の位置づけ

立体商標制度の創設後長年にわたり、商品や包装の立体形状はほとんど登録が認められてこなかったが、平成19年以降、登録を肯定する判決例が散見されるようになった。本判決もそれに連なるものの一つであり、また、商品の形状について初めて登録を認めた判決であるミニ・マグライト事件判決¹⁾を踏襲するものである。

ミニ・マグライト事件と異なり、本件では商品上に文字商標が付されておらず、純粹に商品の立体形状の他商品識別力が判断された事案である。また、模倣品・類似品の存在とその対応とを、識別力獲得の判断においてどのように扱うべきかという点について、今後の審査実務等に影響を与える判断がなされた事案であるといえよう。

2. 商標法3条1項3号該当性の判断について

上述のように、本判決は前掲ミニ・マグライト事件判決を踏襲するものであり、商標法3条1項3号該当性判断の基準として全く同じ要件を挙げている。

立体商標の登録に関するこれまでの判決例の

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

うち、問題となった立体的形状が商標法3条1項3号に該当しないと判断された事例は、シーシェルバー・チョコレート事件²⁾のみであるが、自他商品識別力を認めた判断の方法に問題があると考えられ³⁾、これに続く判決は今のところない。

商品等の立体形状の商標法3条1項3号該当性について、特に厳しい判断がなされるのは、特許法や実用新案法、意匠法との関係による。立体物を、特許出願や意匠登録出願ではなく、商標登録出願することにより、新規性等の登録要件につき判断を回避することが可能となり、また商標登録により半永久的な保護が可能となるため、パブリック・ドメインとなった発明やデザインとして人々が享受する機会が奪われるからである。しかしながら、立体商標制度を創設した平成8年の商標法改正では、新たに4条1項18号がおかれたほかは、他の法律との抵触規定は設けられず、審査実務における3条1項3号該当性判断の厳格化という形での解決が求められた。

これを受けて、商品等の立体形状の商標登録に関する判決例は、(1)客観的に見て、商品等の機能又は美観に資することを目的として採用されたと認められる商品等の形状については、特段の事情のない限り、商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標として、3条1項3号に該当する、(2)同種の商品等について、機能又は美観上の理由による形状の選択であると予測しうる範囲のものであれば、当該形状が特徴を有していたとしても、同号に該当する、との判断基準を示してきた。シーシェルバー・チョコレート事件を除き、本件も含めた判決例はいずれも上記基準に該当するものと判断している。

しかしながら、ミニ・マグライト事件以降本件に至るまで、知財高裁第3部の判決に限り、上記(1)(2)の基準に加えて、「需要者におい

て予測し得ないような斬新な形状の商品等であったとしても、当該形状が専ら商品等の機能向上の観点から選択されたものであるとき」には、商標法4条1項18号の趣旨を勘案して、商標法3条1項3号に該当するとの言及がなされている。その理由として、特許法・実用新案法ないし意匠法との関係を挙げ、「これらの法の保護の対象になり得る形状について、商標権によって保護を与えることは、商標権は存続期間の更新を繰り返すことにより半永久的に保有する点を踏まえると、商品等の形状について、特許法、意匠法等による権利の存続期間を超えて半永久的に特定の者に独占権を認める結果を生じさせることになり、自由競争の不当な制限に当たり公益に反する」と述べる。

しかし商標法4条1項はその柱書において、「次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。」と規定しており、3条の要件に該当しないことを前提として適用の可否が判断されるものと読める。登録が認められないという結論自体は変わらないとしても、3条1項の該当性判断に4条1項18号が影響を与えるということは、本来考えられないのではないだろうか。

この点、本判決に先立って第4部が下したゴルチエ香水ボトル事件判決⁴⁾は、従来からの基準に言及するのみであり、妥当な判断だといえよう。

3. 商標法3条2項該当性の判断について

判旨が述べるように、立体的形状からなる商標が使用により自他商品識別力を獲得したかどうかは、当該商標ないし商品等の形状の同一性、使用開始時期及び使用期間、使用地域、商品の販売数量、広告宣伝された期間・地域及び規模、当該形状に類似した他の商品等の存否などの諸事情を総合考慮して判断するという基準が、これまでの判決例によって示されてきた。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

本判決もこれらについて判断した上で、本願商標は商標法3条2項の要件を具備しているとの結論に達しているが、以下、従来の判決例と比較して興味深い点を挙げてみたい。

(1) 使用期間の判断

従来の判決例では、出願商標の使用者はほぼ一貫して出願人（原告）であったが、本件では、日本国内で商品販売が開始されてからかなりの長期にわたり、X以外の複数の者が商品を輸入していた点に特徴がある。

使用期間の認定にあたり、審決ではXによる使用期間にのみ言及していたが、本判決では、昭和37年からの他者による輸入販売期間についても使用期間として認めている。識別力の獲得を判断する上で重要なのは、ある商品がある同一の出所から製造販売されているとの認識が需要者・取引者の間に生じているか否かであって、商品と当該商品を輸入販売している者との結びつきではないから、妥当な判断である。

(2) 模倣品・類似品の存在とその対応

商品等の立体的形状が自他識別力を獲得しているか否かの判断にあたり、模倣品・類似品との関係に言及した判決例として、ひよ子事件⁵⁾、前掲ミニ・マグライト事件、コカコーラ・ボトル立体商標事件⁶⁾および第2次ヤクルト容器立体商標事件がある。

このうちひよ子事件は、鳥形の菓子が歴史的に古くから存在し、現在も各地で似たような菓子が販売されていることが、識別力を否定する理由となった。他方、ミニ・マグライト事件、コカコーラ・ボトル立体商標事件では、模倣品・類似品に対する警告や不正競争防止法に基づく訴訟といった措置を通じて、模倣品・類似品が排除され、他に存在していないことが識別力獲得を肯定する要因の一つとなっている。

これに対し、第2次ヤクルト容器立体商標事件では、模倣品・類似品に対する排除措置が全く行われていないにもかかわらず、需要者が「ヤ

クルトとその模倣品」との認識を有していることが、識別力獲得の判断につながっている。

本件は、警告や不正競争防止法に基づく対応が行われていることも肯定的な要因となっているが、模倣品・類似品が「ジェネリック製品」「リプロダクト製品」と表記されて販売されていることは、これらが「オリジナル製品として原告製品が存在することを前提として、原告製品に類似した形状の椅子を安価に購入しようとする消費者に向けた商品といえることができる」との判断にウエイトが置かれていると思われる。

その結果、自他識別力の獲得が肯定されるためには、①市場には類似品が存在しないか、②市場に類似品が存在していても、需要者がそれらを模倣品・類似品であると認識していることが認められればよいと考えられる。混同の発生を要件とする不正競争防止法2条1項1号と異なり、商標法3条2項による登録には識別力が認められればよいのであるから、これは妥当な基準であろう。だとすると、前掲ひよ子事件は②の要件充足を証明すれば、商標登録が認められる可能性があるといえるだろう。

注 記

- 1) 知財高判（平18(行ケ)10555)平成19年6月27日〔判時1984号3頁・判タ1252号132頁〕
- 2) 知財高判（平19(行ケ)10293)平成20年6月30日〔判時2056号133頁・判タ1315号254頁〕
- 3) 川瀬幹夫「商品・包装の形状に係る立体商標」パテントVol.64 No.5 p.72, 拙稿・知財管理60巻9号1561頁。なお、土肥一史・判時2084号（判評620）176頁は判旨に賛成。
- 4) 知財高判（平22(行ケ)10366)平成23年4月21日〔判時2114号9頁・判タ1349号187頁〕
- 5) 知財高判（平17(行ケ)10673)平成18年11月29日〔判時1950号3頁・判タ1226号50頁〕
- 6) 知財高判（平19(行ケ)10215)平成20年5月29日〔判時2006号36頁・判タ1270号29頁〕

（原稿受領日 2011年9月16日）

判例研究を終えて

仙元 隆一郎

知財管理誌2011年11月号のNo.360をもって、私が編者として掲載してきた判例研究を終了しました。終わりに際し、長年にわたり、快く応じてくださった執筆者の皆様、勤務の傍ら熱心に編集に当たられた歴代の会誌委員、知財協会関西事務所の皆様に、心より御礼申し上げます。

判例研究は、1978年8月からスタートしました。雑誌の性質上、第一義的には企業の知財部の技術者が読者ですので、法律の専門家でない人でも容易に理解できると同時に、学問的にもレベルの高さを維持するという難しい課題がありました。[要旨] や [事実] [判旨] など、簡潔にしてわかり易い記述を心がけ、長さも420字詰原稿用紙17枚程度としました。選択する判決は、法律的に重要性があるもので、東京・大阪以外の地裁判決にも目を配りました。執筆者もできるだけその方の研究に近い判決を依頼するよう心がけました。原稿の難しい表現の箇所は、雑誌の性質を説明して変更を協力をお願いしたこともあります。

知財管理には、以前から、会誌委員が実務上興味ある判決を選んだ「判例と実務」がありましたので、重複を避けることを原則としました。このため、法律的に重要な判決でも、判例研究で採りあげることができないこともありました。私は、判例研究を通じて、発展する知的財産法の流れが理解できるようにとっていましたので、100号ごとに出す知的財産権判例研究（今日までⅠ～Ⅲを出版）に、詳細な索引を付し、これらの判決を紹介する機会を設けました。

今日、知財管理誌は、大学はもちろん各地方都市の図書館でも展示され、外国の論文にも引用される雑誌に成長しました。もはや、知財部の技術者のみが読者の段階ではなくなっています。しかし、私は、上記の簡潔にしてわかり易い記述の方針を変更する必要はないと思います。法律の論文は常に一般の人にもわかり易くあるべきだからです。

1960年代の中頃、大阪に企業法研究という雑誌が創刊されました。関西唯一の法律専門誌なので育てようとの恩師大森忠夫先生の勧めで、同誌の商事判例批評を担当しました。初めの頃は、商標、不正競争防止法の判決がチラホラ、稀に特許の審決取消訴訟判決がでるくらいでしたが、徐々に工業所有権法の判決が増えてゆきました。残念なことに、この雑誌は13年ほどで廃刊となりましたが、その編集者が判例批評欄の消滅を惜しんで、日本特許協会に話してくれたのが判例研究誕生の経緯です。今から思うと、「判例をよく読みこめ」との先生の親心だったと思います。判例を読む面白さに押されて、かくも長く判例研究をボランティアで継続できたことを嬉しく思います。

多くの方々に支えられた幸せに、心から感謝申し上げます。知財管理誌のますますのご発展を祈ります。

「続・判例研究」を始めるにあたり

会誌広報委員会

昨年の4月末に、同志社大学名誉教授、仙元隆一郎先生より「判例研究の編者を終えたい」との連絡をいただきました。突然のご連絡でしたので、会誌広報委員会だけでなく当協会関係者一同が大変驚きましたが、仙元先生のご意向を尊重し、残念ながら仙元先生編者の「判例研究」を終了することになりました。

仙元先生には、知的財産権に関する裁判動向について1978年8月号に第1号を掲載して以来、2011年11月号の第360号の論文にいたるまでの約33年にわたり、判決の選定から執筆依頼、論説編集まで携わっていただきました。このように長きにわたって、当協会の機関誌「知財管理」誌に掲載することができましたのも、仙元先生の知的財産法研究に対する熱意とご尽力による賜物と思います。改めて、心よりお礼申し上げます。

この「判例研究」は多くの読者に好評であり、当委員会といたしましては、これまでと同様に学術的観点からの研究論文の掲載を継続すること、タイトルを「続・判例研究」と改めて当委員会におきまして編集を続けることにいたしました。一方、当委員会の運営は実務者で行われておりますので、仙元先生が選定されていたような法律的に新しい論点となる判決（テーマ）選定は難しく、質の高い論文を掲載していくにはどのようにすべきかとの問題に直面いたしました。

仙元先生に今後の進め方について相談いたしましたところ、「判決選考諮問委員会」を設置することをご提案くださいました。この諮問委員会には知的財産法を研究されておられる法学者に参画いただき、知財分野（特・実・意匠・商標・著作権・不競法・独禁法等）から法律的な論点のある判決を選定していただきます。選定していただいた判決について有識者に法律上の位置付け・解説等を論説いただくことにより、学問的な質の維持が図れると考え、当委員会ではこの方法で進めることにしました。尚、2012年の諮問委員として、仙元先生、関西大学法学部教授 山名美加先生、大阪大学大学院教授 茶園成樹先生をお願いいたしましたところ、快くお引き受けくださいました。

この2012年1月号より「続・判例研究」として進めて参りますが、これまで通り多くの方々に役立てていただければ大変うれしく思います。また、皆様より、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。